

【新型コロナウイルス対策関連資金一覧】

2020年5月1日時点

種 別	危機関連保証	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
制 度 名	宮城県中小企業経営安定資金融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」		
自 治 体	宮城県		
対 象 者	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、各保証制度で定めるいずれかの認定を受けた中小企業者 ①セーフティネット保証4号 ②セーフティネット保証5号 ※売上高等の減少を要因としないものを除く ③危機関連保証		
	売上減少要件		
	前年比15%以上	前年比20%以上	前年比5%以上
融資限度額	一企業 30,000千円		
融 資 利 率	1.300% (固定金利)		
資 金 使 途	運転資金・設備資金		
融 資 期 間	10年以内（据置5年以内）		
利 子 補 給	<p align="center">利子補給上限額3,000万円（当初3年間）</p> <p>①個人事業主の場合（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る） 売上高▲5%以上・・・全額利子補給、保証料ゼロ</p>		
保 証 料 率	<p>②小規模事業者の場合（上記①を除く） 売上高▲5%以上・・・利子補給なし、保証料1/2 売上高▲15%以上・・・全額利子補給、保証料ゼロ</p>		
取 扱 期 間	2020年5月1日から2020年12月31日までに保証申込受付したもので、かつ、2021年1月31日までに貸付実行した分まで		
備 考	<p>【新規実行】</p> <p>(1) 利子補給申請時に必要となる以下の書類の提出が必要。 ① 委任状（様式第3号）新型コロナウイルス感染症対応資金 ② 認定書の写し ③ 返済明細書の写し (2) 次の①及び②を満たす場合、信用保証協会へ「経営者保証免除対応確認書」を提出し、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することが可能。 ① 直近の決算書が資産超過であること。 ② 法人と経営者との関係において、資産・経理が明確に区分されており、資金のやりとりについて、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。</p>		
	<p>【借換え】</p> <p>(1) 借換えは、信用保証付融資に限る。 仙台市や市町村制度からの借換えも可能。 (2) 次の①または②の保証（80%保証）を責任共有制度の対象外（100%保証）となる本制度で借換えすることができる。 ① 2020年1月29日以降から本制度取扱い開始日までに貸し付け実行された責任共有制度の対象となる債権 ② 責任共有制度の対象となる本制度の債権</p> <p>【その他】</p> <p>(1) 本制度における各保証制度は右記の保証制度と同枠。 (2) 据置期間が1年を超える場合、据置期間中のモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告する。但し、2020年12月31日までは当該報告を猶予することができる。</p>		

危機関連保証			セーフティネット保証4号			セーフティネット保証5号		
危機関連保証	経営環境変化対策資金 (危機関連対策資金)	経済変動対策資金 (危機関連)	経営安定関連保証4号 (自然災害等突発的災害)	セーフティネット資金 (セーフティネット保証4号)	経済変動対策資金 (災害関連)	経営安定関連保証5号 (業況の悪化している業種)	セーフティネット資金 (セーフティネット保証5号)	経済変動対策資金 (災害関連)
国	宮城県	仙台市	国	宮城県	仙台市	国	宮城県	仙台市
<p>次の要件を全て満たす中小企業者 ①金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。 ②新型コロナウイルス感染症による影響を受け、原則として、最近1ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。 ③上記について市町村長または特別区長の所定の様式により認定を受けること</p>			<p>次の要件を全て満たす中小企業者 ①指定地域（宮城県内の全市町村）において1年間以上継続して事業を行っていること ②災害の発生に起因し、原則として最近1ヶ月の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 ③上記について市区町村長の所定の様式により4号認定を受けること</p>			<p>次の要件を全て満たす中小企業者 ①中小企業庁が定める指定業種に該当すること ②以下のいずれかの基準を満たすこと i. 最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること ※2月以降直近3ヶ月の売上高等が算出できるまでは、直近の売上高等の減少と売上高等の見込みを含む3ヶ月間の売上高等でも可例）2月の実績+3月、4月の見込み ii. 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと ③上記について市区町村長の所定の様式により5号認定を受けること</p>		
280,000千円 (無担保80,000千円)	80,000千円	50,000千円	280,000千円 (無担保80,000千円)	80,000千円	80,000千円	280,000千円 (無担保80,000千円)	80,000千円	80,000千円
当行審査基準に基づく 所定の金利 (変動金利)	1.300% (固定金利)	1.300% (固定金利)	当行審査基準に基づく 所定の金利 (変動金利)	1.300% (固定金利)	1.300% (固定金利)	当行審査基準に基づく 所定の金利 (変動金利)	1.300% (固定金利)	1.300% (固定金利)
<p align="center">運転資金・設備資金</p>								
10年以内（据置2年以内）	10年以内（据置2年以内）	10年以内（据置2年以内）	10年以内（据置1年以内）	10年以内（据置2年以内）	運転 10年以内（据置2年以内） 設備 15年以内（据置2年以内）	10年以内（据置1年以内）	10年以内（据置2年以内）	運転 10年以内（据置2年以内） 設備 15年以内（据置2年以内）
<p align="center">対象外 ※但し、新型コロナウイルス感染症対応資金による借換え可</p>			<p align="center">対象外 ※但し、新型コロナウイルス感染症対応資金による借換え可</p>			<p align="center">対象外 ※但し、新型コロナウイルス感染症対応資金による借換え可</p>		
0.80%以下	0.50%	0.80%以下 ※2020年3月13日～2020年6月1日の認定分は仙台市が全額補給。	0.84%	0.50%	0.70% ※2020年3月2日～2020年6月1日の認定分は仙台市が全額補給。	0.72%	0.50%	0.67% ※2020年3月6日～2020年6月1日の認定分は仙台市が全額補給。
2020年3月13日から官報に告示される日まで（1年以内）			2020年6月1日までに市町村から認定を受けること			常時（指定業種は3ヶ月毎更新）		
<p>※一般保証、セーフティネット保証と別枠での利用が可能 ※本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告する。ただし、経済産業大臣が認める期間内（原則1年）であるとき、または保証期間が1年以内である場合を除く。 ※3/18融資実行分より県制度金利1.50%→1.30%へ引下げ。 ※3/23保証承諾分より県制度保証料率0.70%→0.50%へ引下げ。</p>			<p>※一般保証と別枠での利用が可能 ※3/18融資実行分より県制度金利1.55%→1.30%へ引下げ。 ※3/23保証承諾分より県制度保証料率0.70%→0.50%へ引下げ。</p>			<p>※一般保証と別枠での利用が可能 ※3/6より旅館・ホテル、食堂、レストラン、フィットネスクラブなど40業種が指定業種に追加。 ※3/13より乳製品製造業、理容・美容業など316業種が指定業種に追加。 ※3/18融資実行分より県制度金利1.60%→1.30%へ引下げ。 ※3/23保証承諾分より県制度保証料率0.67%→0.50%へ引下げ。 ※4/10よりコンビニ、通訳業、労働者派遣業など151業種が指定業種に追加。</p>		

【新型コロナウイルス対策関連資金一覧】

2020年5月1日時点

種 別	宮城県知事の指定	プロパー	
		サポートみやぎアドバンス 「緊急対応資金」	新型コロナウイルス関連保証制度 つなぎ資金
制 度 名	宮城県中小企業経営安定資金 災害復旧対策資金（一般枠）		
自 治 体	宮城県	-	-
対 象 者	新型コロナウイルス感染症により影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少していること ※「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」によって認定を受けること。	次の要件を全て満たす中小企業者 ①県内の業歴3年以上 ②新型コロナウイルスの影響を受けていること	既往取引があり、保証協会付融資を予定していたが、資金繰りが逼迫している等の事情を踏まえて、プロパーによるつなぎ融資を実行し、後日、保証協会付融資金によって旧債振替することを事前に保証協会が認めた中小企業者
融資限度額	50,000千円	当行審査基準に基づく所定の融資額	保証協会でつなぎ融資を承認された金額を上限とする
融 資 利 率	1.600%（固定金利）	当行審査基準に基づく所定の金利（変動金利）	各保証制度金利に準じる
資 金 使 途	運転資金・設備資金		
融 資 期 間	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置6ヶ月以内）	1年以内
利 子 補 給	対象外 ※但し、新型コロナウイルス感染症対応資金による借換え可	対象外	対象外
保 証 料 率	0.45～1.00%	-	-
取 扱 期 間	2020年6月30日 実行分まで	2020年9月30日 実行分まで	各保証制度で定める取扱可能期限まで
備 考	※一般保証枠	-	※セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のうち、「 <u>新型コロナウイルス感染症対応資金（宮城県）</u> 」を除く。